

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「地域に密着した真に一流のリージョナルバンクへの挑戦」「高い経営効率と強靱な経営体力の構築」「活力溢れる逞しい人材集団の形成」を経営の基本方針とし、社会の発展・繁栄への貢献と企業としての安定的な成長を実現し、社会、お客さま、株主の皆さまからの揺るぎない信頼を確立することを経営上の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、「社会発展への貢献」「お客さま本位の徹底」「健全・効率経営の堅持」「環境に配慮した企業行動」「自由闊達な企業風土の醸成」の5つを企業理念と位置付け、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化と併せ、コンプライアンス並びにリスク管理等の内部管理態勢の充実を進め、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、こうした取組みによる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「株式会社関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」)を制定し、公表しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<企業理念・経営方針・コーポレートガバナンス方針>

- (1) 当行は、企業理念及び経営方針を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「Ⅰ. 1基本的な考え方」に記載しております。[原則3-1(i)]
- (2) 当行は、コーポレート・ガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当行ホームページ(<http://www.kansaiurban.co.jp/environment/index.html>)内の「株主・市場とともに」→「コーポレート・ガバナンスについて」に掲載しております。[原則3-1(ii)]

<取締役会>

- (1) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会等の体制」の項目にて、取締役のうち2名以上を独立した社外取締役として選任することを規定し、開示しております。[原則4-8]
- (2) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役の全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性等を確保するため、取締役候補者の選定基準及び手続を定め、これを開示するとともに、同ガイドラインの[参考4]として「関西アーバン銀行取締役候補者選定基準」を規定し、開示しております。[補充原則4-11(1)]
- (3) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、その職務が適切に執行されているかどうかについて、毎年、分析・評価を行うことを規定し、開示しております。
当行では同ガイドライン制定以前から、取締役の職務執行についての自己評価及びその結果に基づく検証を半期毎に実施しており、直近の平成28年度上期及び平成28年度下期につきまして、各取締役の職務執行につき問題はなく、取締役会の実効性は確保されている旨を確認しております。[補充原則4-11(3)]
- (4) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役会の任務」の項目にて、取締役会は、法令及び行内規定の定めるところに従い、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役及び執行役員に委任することを規定し、開示しております。[補充原則4-1(1)]

<経営幹部等の報酬決定・選任の方針等>

- (1) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の報酬等」の項目にて、取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、人事・報酬委員会が公正かつ透明性をもって審議を行い、取締役会において決定することを規定し、開示しております。
具体的な算定方法等については、本報告書のⅡ.1. [取締役報酬関係]「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。[原則3-1(iii)]
- (2) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、取締役候補者及び監査役候補者の選定基準及び手続を定めることを規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの[参考4]として、「関西アーバン銀行取締役候補者選定基準」、[参考5]として「関西アーバン銀行監査役候補者選定基準」を制定し、開示しております。
[原則3-1(iv)]
- (3) 当行が経営陣幹部を選任し、取締役候補者及び監査役候補者の指名を行った際の、個々の指名の理由。[原則3-1(v)]

取締役及び監査役については、「株主総会招集ご通知」に個々の略歴及び指名の理由を記載しております。

<取締役・監査役>

- (1) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役及び監査役の支援体制・トレーニングの方針」の項目にて、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供する等、求められる役割を果たすために必要な機会を提供する等の取締役及び監査役のトレーニングの方針を規定し、開示しております。
[補充原則4-14(2)]

- (2) 当行は、「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「取締役候補者及び監査役候補者の選定基準等」の項目にて、社外役員の独立性に関する基準を定め、開示することを規定しております。本規定を受け、同ガイドラインの[参考6]として「社外役員の独立性に関する基準」を制定し、開示しております。[原則4-9]

(社外役員の独立性に関する基準)

当行における社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)の選任に当たって、独立性を有すると判断するためには、当行が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、原則として、現在または最近(※1)において、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 主要な取引先(※2)

- (1) 当行及び当行グループを主要な取引先とする者、もしくはその者が法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ)である場合は、その業務執行者。
- (2) 当行及び当行グループの主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者。

2. 専門家

- (1) 当行及び当行グループから役員報酬以外に、過去3年平均で、年間10百万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
- (2) 当行及び当行グループから、多額の金銭その他の財産(※3)を得ている法律事務所、会計事務所、コンサルティング会社等の専門サービスを提供する法人等の一員。

3. 寄付

当行及び当行グループから、過去3年平均で、年間10百万円または相手方の年間売上高の2%のいずれか大きい額を超える寄付等を受ける者もしくはその業務執行者。

4. 親会社等

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行並びに傘下のグループ各社の業務執行者。

5. 主要株主

当行の主要株主、もしくは主要株主が法人等である場合は、その業務執行者(過去3年以内に主要株主またはその業務執行者であった者を含む)。

6. 近親者

次に掲げるいずれかの者(重要(※5)でない者を除く)の近親者。

(1) 上記1.～5.に該当する者。

(2) 当行または当行グループの取締役、監査役、執行役員または使用人。

※1. 「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合を言い、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない

※2. 「主要な取引先」の定義

- 当行及び当行グループを主要な取引先とする者：当該者の連結売上高に占める当行及び当行グループ売上高の割合が2%を超える場合
- 当行及び当行グループの主要な取引先：当行の連結総資産の1%を超える貸付を当行が行っている場合

※3. 「多額の金銭その他の財産」の定義

当行及び当行グループから、当行の連結経常収益の0.5%を超える金銭その他の財産を得ている場合

※4. 「近親者」の定義

配偶者または二親等以内の親族

※5. 「重要」である者の例

- 当行及び当行グループ各社の役員・部長クラスの者
- 会計専門家・法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者

- (3) 当行は毎年、取締役及び監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において開示しております。なお、本報告書提出日現在、当行の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は次の通りであります。

・安川文夫監査役

ムーンバット株式会社 社外取締役(監査等委員)

<政策保有株式>

- (1) 当行の上場株式における「政策保有に関する方針」は次のとおりです。[原則1-4]

- 当行は、当行の財務面での健全性維持のため、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として、政策保有株式を保有いたしません。
- 保有の合理性が認められる場合とは、中長期的な視点も念頭において、保有に伴うリスクやコストと保有によるリターン等を適正に把握したうえで採算性を検証し、取引関係の維持・強化、資本・業務提携、再生支援、地域振興などの保有の狙いも総合的に勘案して、当行の企業価値の向上に繋がると判断される場合を言います。
- 政策保有株式については、定期的に保有の合理性を検証し、合理性が認められる株式は保有いたしますが、合理性がないと判断される株式は、市場に与える影響や発行体の財務戦略など、様々な事情を考慮したうえで、売却いたします。

- (2) 当行の「政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準」は次のとおりです。[原則1-4]
- 原則として、全ての議案に対して議決権を行使いたします。
 - 政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から、当該企業の経営状況も勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。
 - 利益相反の発生が懸念される場合には、利益相反管理方針に従い、対応いたします。

<その他>

- (1) 当行は「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主の利益に反する取引の防止」の項目にて、取締役、監査役及び主要株主等との取引について、重要な取引または定型でない取引については、取締役会による承認を要することを規定し、開示しております。
また、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。[原則1-7]
- (2) 当行は「関西アーバン銀行コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「株主との対話」の項目にて、株主との建設的な対話を促進するための体制整備及び取組み等に関する方針を規定し、開示しております。[原則5-1]

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三井住友銀行	36,109,772	48.93
銀泉株式会社	3,625,015	4.91
株式会社セディナ	2,762,874	3.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,979,100	2.68
三井住友カード株式会社	1,781,724	2.41
三井住友ファイナンス&リース株式会社	1,586,236	2.14
株式会社日本総合研究所	1,289,080	1.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,079,800	1.46
関西アーバン銀行自社株投資会	976,398	1.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	818,400	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	株式会社三井住友フィナンシャルグループ他1社(上場:東京、名古屋、海外)(コード)8316

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当行と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用としておりますので、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことはございません。

なお、当行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

(1) 親会社等に関する事項

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行は当行の親会社であり、平成29年3月31日現在の両社の当行議決権所有割合は株式会社三井住友フィナンシャルグループが60.15% (60.15%)、株式会社三井住友銀行が49.71% (0.35%) であります。また、株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所の各市場第一部、並びにニューヨーク証券取引所に上場いたしております。

(注) 親会社の当行議決権所有割合の()内は、間接被所有割合で内数であります。

(2) 親会社等のうち、当行に与える影響が最も大きいと認められる会社

株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式会社三井住友銀行の完全親会社であり、株式会社三井住友フィナンシャルグループが親会社等のうち、当行に与える影響の最も大きい会社であると認められます。

(3) 株式会社三井住友フィナンシャルグループの概況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

また、同社は同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附随する業務を行っております。

(4) 株式会社三井住友フィナンシャルグループでの当行の位置付け

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社において、当行グループは大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業の地盤とし、中堅・中小企業や個人に対してきめ細かなヒューマンタッチの金融サービスを提供するリテールバンクとして、地域密着の営業を展開する地域金融機関の位置付けにあります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの関係会社の中で、当行と同様に国内で銀行業を営む会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社SMB C信託銀行、株式会社ジャパンネット銀行があり、各社の事業競合の状況は以下の通りであります。

株式会社三井住友銀行は、国際的な事業展開を行う銀行であり、大阪府及び滋賀県を中心とした関西地区を営業基盤とする地方銀行の当行とは経営のスタンスが大きく異なりますが、大阪府におきましては一部事業競合する形となります。しかしながら、大阪府の市場規模が非常に大きいことに加えて、営業戦略や商品戦略の違いから棲み分けが図られており、目立った事業競合はありません。

また、株式会社みなと銀行は兵庫県を営業基盤としていること、株式会社SMB C信託銀行は信託業務に従事し、国内全域で事業展開していること、株式会社ジャパンネット銀行はインターネット専業銀行であることから、特段の事業競合はありません。

(5) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの資本関係

平成29年3月31日現在の株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の連結子会社が所有する当行株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下の通りであります。

(イ) 普通株式

株式会社三井住友フィナンシャルグループ：一千株、－％
株式会社三井住友銀行：36,109千株、48.93％
株式会社セディナ：2,762千株、3.74％
三井住友カード株式会社：1,781千株、2.41％
三井住友ファイナンス&リース株式会社：1,586千株、2.14％
株式会社日本総合研究所：1,289千株、1.74％
その他：499千株、0.67％
合計：44,029千株、59.66％

(ロ) 第一種優先株式

株式会社三井住友フィナンシャルグループ：一千株、－％
株式会社三井住友銀行：73,000千株、100.00％
合計：100.00％

(6) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの人的関係

(イ) 役員の兼任の状況

平成29年7月3日現在における当行役員15名のうち、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼ねる者及び出身者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行の役員を兼ねる者はなく、出身者は8名であります。

(ロ) 受入出向者の状況

平成29年7月3日現在における株式会社三井住友フィナンシャルグループからの受入出向者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行からの出向者は2名であり、株式会社日本総合研究所からの出向者は7名であります。これらの出向者については、諸課題を克服していくための補完的な役割を目的に当行の要請に基づき当面の対応として受け入れております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西川 哲也	公認会計士								△			
和田 光正	その他											
石橋 伸子	弁護士											
竹田 千穂	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 哲也	○	公認会計士・税理士 独立役員に指定しております。	当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、公認会計士・税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。
和田 光正		----	当該社外取締役は、銀行業務に関する豊富な経験及び経営に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。
石橋 伸子	○	弁護士 独立役員に指定しております。	当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての企業法務に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。

竹田 千穂	○	弁護士 独立役員に指定しております。	当該社外取締役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての企業法務に関する高い見識を当行の経営に活かせると判断いたしました。
-------	---	-----------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

—

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数 更新	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より監査結果等について定期的に報告を受ける他、必要に応じて適宜情報交換を行い、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携強化に努めております。また、監査役は、内部監査部門の監査結果について定期的に報告を受ける他、必要に応じて調査・報告等を要請し、実効的な監査を行うことができるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
峯本 耕治	弁護士										○			
安川 文夫	公認会計士										△			
松本 龍昌	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
峯本 耕治	○	弁護士 独立役員に指定しております。	当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、弁護士としての専門的見地を当行の監査に反映させられると判断いたしました。
安川 文夫	○	公認会計士・税理士 独立役員に指定しております。	当該社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性の高い者であり、公認会計士・税理士としての専門的見地及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映させられると判断いたしました。
松本 龍昌		----	銀行業務に関する豊富な経験及び経営に関する高い見識を当行の監査に反映させられると判断いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

長期的な業績向上を通じて株主各位の利益をお図りするため、業績向上に対する報奨として、ストックオプション制度を導入しております。なお、同制度は、平成21年度まで実施し、付与対象者は最長で平成31年6月まで行使できる制度となっております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

取締役、執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行っております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬は、取締役292百万円、監査役81百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当行は、役員の報酬等の構成を「基本報酬」「賞与」とし、「基本報酬」は役員としての職務内容・業務実績等を勘案し、「賞与」は、年度の業績評価や役員個人の短期並びに中長期的な観点での職務執行状況等を勘案して決定することとします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については取締役会事務局である総務部がサポートし、社外監査役の監査業務の遂行の補助は、監査役室を設置し、専任の職員がその任に当たっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(イ) 機関の内容

平成29年7月3日現在における当行の取締役会は取締役10名で構成されており、そのうち4名が社外からの選任であります。取締役会は、法令の決議事項に加えて重要な業務執行に関する事項について決議しております。定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要があるごとに開催しております。さらに、取締役会の機能を補完するため、取締役会には「人事・報酬委員会」という内部委員会を設け、社外取締役が内部委員会の委員に就任することにより、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しております。監査役は5名で、このうち3名が社外からの選任であります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、当行の業務執行状況の監査を実施しております。取締役会の下に、業務執行等に関する最高意思決定機関として「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。定例経営会議は、毎月4回の実施に加え必要があるごとに随時開催しております。また、執行役員制度を導入して「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図っております。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

当行では取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を図っております。また、取締役会の決議により「リスク管理規定」を制定するとともに、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」「事務リスク」「システムリスク」「コンプライアンス・リスク」に関するリスク管理の基本方針を定め、「統合的なリスク管理の基本方針」にてリスク管理に対する意思決定及び経営陣の役割、各種リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を定めております。

(2) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査部署につきましては、総合監査部が、本店各部、営業店及びグループ会社に対する内部監査を実施しております。このような監査を通じて、事故の未然防止を図るとともに、リスク管理状況を厳しくチェックする体制としております。平成29年7月3日現在における人員は、総合監査部46名となっております。

監査役監査につきましては、取締役会への出席及び常勤監査役が中心となり、経営会議に出席するとともに、各種会議(取締役会から授権された経営会議の一部を構成する会議として「総合リスク管理会議」「信用リスク会議」「ALM会議」「コンプライアンス会議」を設置し、リスク管理の充実・強化を目的とする。)にも積極的に参加し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

なお、社外監査役の峯本耕治は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、社外監査役の安川文夫は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人を選任しております。

また、内部監査部署、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

内部統制部門につきましては、リスク統括部及び財務企画部で構成されており、監査役及び総合監査部長がリスク統括部所管の会議である総合リスク管理会議に出席することで、内部統制部門と内部監査部門との連携を図っております。また、財務企画部、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(業務を執行した公認会計士)

業務を執行した公認会計士の名前	所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 松山 和弘	有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 脇田 勝裕	有限責任あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 大橋 正紹	有限責任あずさ監査法人

(3) 当行と当行の社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外監査役は3名であり、各社外監査役と当行との間に特別な利害関係はございません。

・社外監査役の峯本耕治が所属する長野総合法律事務所と当行との間には、法律顧問契約の関係があります。

・社外監査役の安川文夫は、当行の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者であります。なお、同人が所長を務める安川文夫公認会計士事務所と当行との間には、重要な取引その他の関係はありません。

また、同人が取締役を務めるムーンバット株式会社と当行の間には、重要な取引その他の関係はありません。

・社外監査役の松本龍昌は、当行の親会社である株式会社三井住友銀行の出身であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行の取締役会は必要最低限の人員で構成しており、社外取締役及び社外監査役を含む各監査役が、原則毎回出席しております。当行の社外取締役4名及び社外監査役3名は、独立・公正な立場から、適切な監査と助言等を行っており、取締役会としての意思決定機能及び業務執行の監督機能は有効に発揮できていると考えております。

また、経営に関する重要事項については、経営会議を定例的に開催し、十分な議論のもとで協議決定いたしております。

従いまして、現状の経営管理組織を充実強化していくことで、コーポレート・ガバナンスの実効性は確保できるものと判断いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集ご通知につきましては、正確な内容の記載に留意しつつ、可能な限りの早期発送に努めております。 なお、招集ご通知発送日より前に東京証券取引所へ開示し、また当行ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへの参加をしております。
招集通知(要約)の英文での提供	海外機関投資家に対するサービスとして、招集ご通知(要約)の英訳版を作成し、東京証券取引所へ開示し、また当行ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当行ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年度は、決算概況や経営戦略に関する株主・個人投資家向けの説明会を7月に開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年度は、決算概況や経営戦略に関するアナリスト・機関投資家向けの説明会を6月に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行のホームページに、決算情報、適時開示資料及びプレスリリース、有価証券報告書及び四半期報告書、アナリスト・機関投資家向け説明会資料等の各種財務・IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に担当者を配置しております。	
その他	上記情報等の掲載に加え、株主各位へは年2回事業報告書を送付いたしております。また、毎年7月にディスクロージャー誌、1月に中間ディスクロージャー誌を発刊し、全店に備え置いております。さらに、地域の皆さまに当行を広く理解していただくため、適宜、代表取締役による記者会見等を開催し、当行の経営ビジョン等を積極的に開示いたしております。今後においてもさらなる開示に努めてまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「行動原則」、「CSRにおける基本方針」及び「環境方針」を制定し、「社会・環境」、「お客さま」、「株主・市場」、「従業員」により高い価値を提供することを通じて、地域社会の一員として持続的な社会の発展に貢献していくことを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当行は、CSR・環境に関する取組みを強化するため、経営企画部の傘下にCSR・環境事業室を設置しております。環境保全と企業活動との調和のため、環境に配慮した活動に継続的に取り組んでおり、具体的な取組みは、ディスクロージャー誌やホームページにて公表しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当行は、お客さま、株主、投資家の方等、全てのステークホルダーに当行を正しく理解・評価いただけるよう、「ディスクロージャーポリシー」を定め、企業・経営情報の自主的な開示に努めております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組みに関して＞ 関西アーバン銀行は「活力溢れる逞しい人材集団の形成」という経営方針のもと、ダイバーシティの推進に積極的に取り組み、女性の活躍推進を通じて、風通しのよい自由闊達な企業風土を醸成し、お客さまに信頼される逞しい人材の育成に努めております。 その実現のため、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備、妊娠・出産・子育て等、職員の仕事と家庭生活の両立に向けた環境の整備、女性のキャリア意識の向上や有能な女性職員の積極的な登用に取り組んでまいります。 平成29年4月には、上記取組みをさらに強化するため、「イクボス（※）宣言」を実施いたしました。 ＜女性の活躍状況に関して＞ 関西アーバン銀行はポジティブ・アクションの推進に積極的に取り組んでおり、グループ長層以上の女性比率も年々増加しております。 （※）イクボスとは、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが定義した、「職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らが仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）」のことをいいます。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、健全な経営を維持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の内部統制システム（業務の適正を確保するために必要な体制）を以下の通り定め、整備しております。

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規則、情報管理規定、情報管理規則、情報・文書管理手続等に則り、適切な保存及び管理を行う。
- (2) 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制について
 - (イ) 当行及び当行のグループ会社の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署がリスク統括部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。
 - (ロ) 担当役員、リスク管理担当部署及びリスク統括部は、前項において承認されたリスク管理の基本方針に基づいて、リスク管理を行う。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
 - (ロ) 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織及び職務権限に関する規定を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。
- (4) 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - (イ) 当行及び当行のグループ会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。
 - (ロ) 当行及び当行のグループ会社のコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - (ハ) 当行のグループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - (ニ) 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - (ホ) 反社会的勢力による被害を防止するため、当行のグループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。
 - (ヘ) 利益相反管理に関する基本方針として関西アーバン銀行利益相反管理方針を制定し、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当行のグループ内における利益相反を適切に管理する体制を整備する。
 - (ト) マネー・ロンダリング及びテロ資金の供与を防止するため、当行のグループ全体の基本方針としてマネー・ロンダリング等防止規定を定め、同規定に基づいた運営及び管理を行う。
 - (チ) 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - (イ) 当行のグループ全体の経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。
 - (ロ) 当行のグループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、これらの規定に則った適切な管理を行う。
 - (ハ) 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針を関西アーバン銀行・グループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、グループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、株式会社三井住友フィナンシャルグループ総務部及び株式会社三井住友銀行関連事業部に報告する。
 - (ニ) 当行のグループ会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、グループ会社管理の基本的事項をグループ会社の運営および経営管理に関する規定等として定め、これらの規定に則ったグループ会社の管理及び運営を行う。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性、監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に係る事項について
 - (イ) 監査役の職務の執行を補助するために、監査役室を設置する。

- (ロ) 監査役室の使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
 - (ハ) 監査役室の使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。
- (7) 当行及び当行のグループ会社の役職員が、監査役会または監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について
- (イ) 当行及び当行のグループ会社の役職員は、当行もしくは当行のグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。また、当行及び当行グループの役職員は、その職務の執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。
 - (ロ) 当行及び当行のグループ会社の役職員は、法令等の違反行為等が発見したときには、所属する会社の監査役や、内部通報窓口のほか、株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付・処理状況（株式会社三井住友フィナンシャルグループが設置する内部通報窓口で報告されたものを含む）を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき、または、監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。
 - (ハ) 当行及び当行のグループ会社の役職員が、前項の内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、関西アーバンアラームライン規定とコンプライアンス・マニュアルに不利益取扱いの禁止を定める。
- (8) 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について
- (イ) 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
 - (ロ) 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- (9) 監査役による職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について
- 当行は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要なことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、金融機関に対する公共の信頼を維持し、金融機関の業務の適切性及び健全性の確保のため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、排除していくことが不可欠であると認識しており、以下の通り対応方針を定め、体制を整備しております。

- (1) 反社会的勢力に対する対応方針について
- (イ) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断することとしております。
 - (ロ) 不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、また、必要に応じて法的対応を行うこととしております。
 - (ハ) 反社会的勢力への対応は外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行うこととしております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況について
- 上記(1)の対応方針及び具体的な対応を規定した反社会的勢力取引排除規則等を定め、役職員がこれを遵守するとともに、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・蓄積、行内研修等を行い、行内体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 当行は、以下のとおり「CSRにおける基本方針」を定め、CSR活動を推進しております。

(イ) 地域社会発展への貢献

私たちは、健全な地域社会の発展に貢献する銀行を目指します。そのために、銀行の公共的使命と社会的責任を自覚し、地域経済の安定的な発展に貢献する業務運営に努めるとともに、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

(ロ) お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される銀行を目指します。そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

(ハ) 健全・効率経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正・透明かつ健全な経営を堅持する銀行を目指します。そのために、社会、お客さま、株主等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全で資本効率の高い財務体質を堅持します。

(ニ) 環境に配慮した企業行動

私たちは、環境保全と企業活動との調和のため継続的な取り組みを行い、環境に配慮した企業行動を目指します。そのために、環境の維持向上に貢献できるサービスを提供するとともに、省資源・省エネルギー・廃棄物の削減など、環境に配慮した活動を継続的に実践します。

(ホ) 自由闊達な企業風土の醸成

私たちは、役職員が誇りを持ち、いきいきと働ける銀行を目指します。そのために、人間性を尊重するとともに、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

(ヘ) コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する銀行を目指します。そのために、役職員は業務の遂行において、常に私たちのビジネス・エシックスを意識するとともに、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に即した銀行を確立します。

(2) 当行は迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うため、「情報開示規定」「適時開示規則」を制定し、以下の行内体制を整備しております。

(イ) 適時開示に関する所管部

財務企画部が担当しております。

(ロ) 情報の把握

適時開示の実施において、当行及び当行子会社の重要情報を管理・把握する役割を担う部署を「適時開示情報の所管部」として指定し、これらの部署を通じて、当行グループ内の適時開示に関する情報が財務企画部に集約される体制としております。

(ハ) 適時開示の実施

財務企画部が所管部からの報告を受け、法令及び金融商品取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に照らし、適時開示の要否を検討し、行内での手続きを受けた後、総務部が適時開示情報の開示を行います。

(ニ) 行内体制の維持・整備

当行は「情報開示規定」「適時開示規則」を行内イントラネットに掲示し、役職員が常時閲覧可能な状態にしております。また、適時開示に係る情報の周知徹底を図るため、所管部を対象に行内打合せ会を実施するとともに、所管部に「会社情報適時開示ガイドブック」(抜粋)の写しを配布しております。

【参考書類: 模式図】

コーポレート・ガバナンス体制

